

「社会教育指導員の設置等に関する規則(昭和 47 年 7 月 1 日 教育委員会規則第 16 号)」  
の廃止について

1. 規則の概要

社会教育の振興を図る社会教育指導員を、特別職の非常勤として教育委員会に設置するもの。

2. 廃止理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号、令和 2 年 4 月 1 日施行）により、特別職の任用及び臨時的任用の厳格化と一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化が行われたことに伴い、今後、本規則に基づく任用を行わないため、本規則を廃止する。

3. 廃止予定日

令和 6 年 4 月 1 日